

# 訪問看護療養費（医療）料金表一覧

令和6年6月 改定

基本療養費(Ⅰ)	看護師	週3日まで 週4日目以降	5,550 6,550
	准看護師	週3日まで 週4日目以降	5,050 6,050
	理学療法士、作業療法士または言語療法士		5,550
基本療養費(Ⅱ) 【同一建物居住者】	看護師(同一日に2人の場合)	週3日まで 週4日目以降	5,550 6,550
	准看護師(同一日に2人の場合)	週3日まで 週4日目以降	5,050 6,050
	理学療法士、作業療法士または言語療法士(同一日に2人の場合)		5,550
基本療養費(Ⅲ) 【試験外泊】	※厚生労働大臣が定める者に限る	入院中1回 ※厚生労働大臣が定める疾病の場合(2回)	8,500

精神科 基本療養費(Ⅰ)	看護師、または作業療法士	週3日まで(30分以上) 週4日目以降(30分以上)	5,550 6,550
	准看護師	週3日まで(30分以上) 週4日目以降(30分以上)	5,050 6,050
精神科 基本療養費(Ⅲ) 【同一建物居住者】	看護師、または作業療法士 (同一日に2人の場合)	週3日まで(30分以上) 週4日目以降(30分以上)	5,550 6,550
	准看護師 (同一日に2人の場合)	週3日まで(30分以上) 週4日目以降(30分以上)	5,050 6,050

				精神科	
加算項目	難病等複数回訪問看護加算 (同一建物内1人又は2人の場合)	1日2回目	4,500	4,500	
		1日3回以降	8,000	8,000	
	緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650	2,650	
		15日目以降	2,000	2,000	
	長時間訪問看護加算	週1日	5,200	5,200	
	乳幼児加算(6歳未満)	1日につき	1,300		
		厚生労働大臣が定める者	1,800		
	看護師等(週1日)	看護師等(週1日)	4,500	4,500	
		准看護師(週1日)	3,800	3,800	
		看護補助者(週3日)	3,000	3,000	
	複数名訪問看護加算 (同一建物内1人又は2人の場合)	※厚生労働大臣が定める場合を除く			
		看護補助者(1日に1回)	3,000		
		看護補助者(1日に2回)	6,000		
看護補助者(1日に3回以上)		10,000			
		※厚生労働大臣が定める場合			
早朝 加算	午前6時～午前8時				
夜間 加算	午後6時～午後10時	2,100	2,100		
深夜 加算	午後10時～午前6時	4,200	4,200		

訪問看護 管理療養費	月の初日の訪問		7,670
	月の2日目以降の訪問	1日につき	3,000
	24時間対応体制加算	月1回	6,520
	特別管理加算	月1回	2,500
		月1回（重症度の高いもの）	5,000
	退院時共同指導加算	退院後初日の訪問時	8,000
	特別管理指導加算	特別管理加算の対象者	2,000
	退院時支援指導加算	退院日の訪問時	6,000
		* 90分以上の場合（複数回は合算）	8,400
	在宅連携指導加算	月1回	3,000
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回	2,000	
看護・介護職員連携強化加算	月1回	2,500	
訪問看護 情報提供療養費	I	月1回（市町村等へ）	1,500
	II	月1回（義務教育諸学校）	1,500
	III	月1回（保険医療機関）	1,500
訪問看護 ターミナルケア療養費	I	在宅	25,000
	II	特別養護老人ホーム等	10,000
ベースアップ評価料	I	月1回	780